平成２６年（フ）第７３号
埼玉県深谷市東方町１丁目11番地９
債務者　金井　正子
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第８３号
埼玉県深谷市原郷179番地３
債務者　大澤　保代
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第７４号
沖縄県那覇市楚辺２丁目24番19号　ひかりアパート201
債務者　本間　昌之
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第３０号
三重県伊勢市神社港395番地１
債務者　大釋　琢矢
1　決定年月日時　平成26年４月15日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第３１号
三重県伊勢市神社港395番地１
債務者　大釋　千朝
1　決定年月日時　平成26年４月15日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第７７２号
大阪市東淀川区小松４丁目17番32―101号
債務者　新宮　秀和
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９８８号
大阪府箕面市小野原東６丁目７番18号
債務者　苅田　佳美
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１０５号
大阪府寝屋川市音羽町22番１号
債務者　岸上　哲也
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１９１号
大阪府茨木市学園町３番１―1301号
債務者　岸水　礼子（旧姓宮川）
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３３０号
大阪市淀川区田川北１丁目13番38号　ピオネ一番館３Ｂ号
債務者　中堂　浩美
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３６０号
大阪市生野区田島５丁目６番26号　アシストハウス303号
債務者　濱田　　敦
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４０３号
大阪府箕面市彩都粟生南４丁目１番４―101号
債務者　中川美奈子
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４６６号
大阪市淀川区東三国２丁目17番18号　誠パンション102号
債務者　髙畑　佐惠
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４７１号
大阪市東成区神路３丁目９番15号
債務者　森田　政敏
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６０号
群馬県高崎市下豊岡町828番地３　ＫＡＢＥホームズⅢ303号
債務者　千葉　俊介
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第２５２号
埼玉県川口市大字峯1365番地の２　峯ハイツ102号
債務者　小池由美子（旧姓佐久間）
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３１１号
埼玉県川口市八幡木１丁目12番地の６
債務者　大島　洋子
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係